

新規

消費税対策プレミアム付商品券を発行します

町では、本年10月実施予定の消費税率10%への引上げが家計に与える影響を緩和するとともに地域の消費を下支えするため、国が創設した消費税対策プレミアム付商品券を発行します。この商品券は、本事業に参加登録している町内の商店等で利用できます。

商品券購入までの流れについては右ページをご覧ください。

購入対象者と思われる方には申請書類を7月下旬頃に送付いたします。



プレミアム内容

対象の方1人あたり、1セット5,000円分(500円×10枚)の商品券を4,000円で最大5セットまで購入することができます。(2.5万円分を2万円で購入)

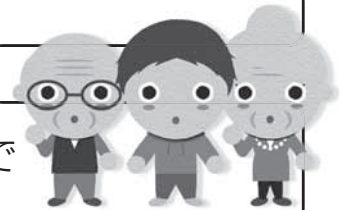
購入対象者

①令和元年度の住民税非課税者(基準日平成31年1月1日)

②平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主

※①は住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者を除く

※①②の両方の要件に該当する方は両方とも対象になります。



申請及び使用期間

■申請期間 令和元年7月29日(月)～11月29日(金)まで

■引換券交付 令和元年9月中旬～

■商品券購入 令和元年9月18日(水)～令和2年2月28日(金)まで

■使用期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)まで

例1 夫婦2人で子供が2人(2歳、0歳)世帯全員が非課税の場合

住民税非課税の方4人分、対象児童2人分が該当します。

総額15万円の商品券を12万円で購入できます。(2.5万円×6人分=15万円)

例2 夫婦2人で子供が2人(2歳、0歳)世帯主が課税者で家族を扶養の場合

対象児童2人分が該当します。

総額5万円の商品券を4万円で購入できます。(2.5万円×2人分=5万円)

例3 夫婦2人世帯全員が非課税の場合

住民税非課税の方2人分が該当します。

総額5万円の商品券を4万円で購入できます。(2.5万円×2人分=5万円)

○申請窓口・問合せ先 役場福祉課福祉係(☎62-2222)

消費税対策プレミアム付商品券購入の流れ

① 購入引換券の交付申請 (子育て世帯は申請の必要がありません)

○地区別受付(混雑を避けるため下記のとおり地区別に受付いたします。)

月日	曜日	受付時間	受付会場	対象地域
7/29	月	午前9時～正午	役場東館 第4会議室	緑が丘・鶉全域
		午後1時～4時		鶉本町・朝駒全域
7/30	火	午前9時～正午		下鶉北・南1、3条
		午後1時～4時		下鶉東・南2、4条
7/31	水	午前9時～正午		中央・本町・中町・東山全域
		午後1時～4時		東鶉全域

○随時受付(上記期間中に申請が難しい方は11月29日まで随時受付いたします。)

月日	受付時間	受付会場	対象地域
8/1～11/29	午前9時～正午	役場本館 福祉課福祉係	全町
	午後1時～4時		



② 購入引換券の交付

上記①の申請をした方には、9月中旬ごろに「消費税対策プレミアム付商品券購入引換券」を対象世帯員1名につき1枚交付(郵送)いたします。



③ 消費税対策プレミアム付商品券の購入

上記②で交付された購入引換券を必ずご持参のうえ、9月18日(水)より上砂川商工会議所にて消費税対策プレミアム付商品券を購入することができます。

消費税対策プレミアム付商品券は、1セット(5,000円分)を4,000円で購入することができ、1名あたり最大5セットまで購入できます。

- ◆販売期間 令和元年9月18日(水)～令和2年2月28日(金)
- ◆販売時間 午前10時～正午 午後1時～4時
- ◆販売場所 上砂川商工会議所



④ 消費税対策プレミアム付商品券の使用

商品券は10月1日(火)より町内登録商店で使用することができます。

- ◆使用期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)